



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和 7 年 7 月 2 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

34 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

新潟県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定める。

なお、平成28年5月新潟県選挙管理委員会告示第25号は廃止する。

令和 7 年 7 月 2 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道費 鉄道旅行について 路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について 路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 航空賃 航空旅行について 路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - エ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について 路程に応じた実費額
 - オ 宿泊料 （食事料 2 食分を含む。） 1 夜につき 2 万 3, 000 円
 - カ 弁当料 1 食につき 1, 500 円、1 日につき 4, 500 円
 - キ 茶菓料 1 日につき 1, 000 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 1 万円
 - イ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ第 1 号ア、イ、ウ及びエに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く。） 1 夜につき 2 万円
- 4 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 1 万 5, 000 円
 - イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 日につき 2 万円
 - ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1 日につき 2 万円
 - エ 専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述

を要約して文書図画に表示することのために使用する者 1日につき2万円